

事務連絡  
令和元年7月9日

障害者就労施設各位

岐阜県セルフ支援センター所長

### 出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は本会の事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

#### 記

イベント名	2019年度岐阜県中堅民生委員児童委員研修会《中濃会場》
出店規模	出店施設5施設（屋内）
販売日時	令和元年8月30日（金）10:00～13:15
場所	「可児市福祉センター」1階 ホール前
申し込み〆切	令和元年7月26日（金）必着
備考	イベント参加者（予定） ・経験年数3年以上で下記に該当する民生委員・児童委員 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、 東白川村 ※研修会参加定員数（予定）：350名
特記事項	机は各自お持ち込みでお願いします。

#### ◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。

#### ◎お申し込み方法

『2019年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号に FAX してください。

FAX 番号 058-275-4888

#### ◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

#### ◎出店施設の選定と連絡について

イベント主催者と協議の上、出店施設と内容、規模を決定します。出店の可否については、応募施設すべてに FAX で連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

#### ◎利用料について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

※写真はイメージです。



岐阜県セルプ支援センター事務局（担当：飯田）

TEL 058-273-1111 FAX 058-275-4888

# 2019年度イベント出店申込書

イベント名	2019年度 岐阜県中堅民生委員研修会《中濃会場》				
販売日	令和元年8月30日（金） ※机の持ち込み 可・不可 ←○をつけてください				
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL ( ) FAX ( ) 記入者名 ( )				
販売員	合計_____名 (当日販売責任者名: ) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名)				
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	備考
	1		@		
	2		@		
	3		@		
	4		@		
	5		@		
	6		@		
	7		@		
	8		@		
	9		@		
	10		@		
特記事項	※販売促進の行為等があれば記入してください。				

岐阜県セルフ支援センター行き

FAX 058-275-4888